

土木工事標準積算基準 (機械編)

令和8年10月1日

福島県土木部

この図書の全部または一部について販売目的のために、複写
（複製、転載、磁気データ作成等）することを禁止する。

土木工事標準積算基準（機械編）

読み替え表

1. 土木工事標準積算基準（機械編）において、以下のとおり読み替えるものとする。

本編（読み替え前）		読み替え後
各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事	→	福島県土木部所管の工事
各地方整備局設定単価	→	土木事業単価表の単価
各地方整備局統一単価	→	土木事業単価表の単価
各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」	→	「福島県旅費条例及び関係規則」
地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）	→	福島県旅費条例で定める額（宿泊料）
宿泊費基準額は、旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は	→	宿泊料は旅費条例別表第 1 の区分が知事等以外の職務にある者に記載の一夜当たりの金額とする。（福島県旅費条例別表第 1 の額は
旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は	→	旅費条例別表第 1 の区分が知事等以外の職務にある者に記載の一夜当たりの金額とする。（福島県旅費条例別表第 1 の額は
各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄事業	→	福島県土木部所管の事業

2. 以下については、土木工事標準積算基準（機械編）を適用せずに、土木工事標準積算基準（福島県土木部版）を適用する。

頁	項目
IX-1-37	5 端数処理
IX-1-37	6 材料費等の価格等の取扱い
IX-1-39	7 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整
IX-1-40	8 連続発注工事における工数補正
IX-1-41	10 旧基準で積算した工事に改定基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費、設計技術費及び一般管理費等の調整

3. 県独自基準と本基準の記載内容が重複する場合、県独自基準を優先する。

・県独自基準 例）施工歩掛決定基準、設計資材単価等決定基準